平成２１年（フ）第８３号
熊本県葦北郡芦北町大字計石1367番地
債務者　島崎　正照（旧姓谷端）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７７５号
東京都調布市布田６丁目３番地３
債務者　岩瀬　義江
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３２９４号
東京都練馬区関町北２丁目23―11―202
債務者　及川真理子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５４０号
埼玉県川口市上青木西４丁目17―９
債務者　北川　儀一
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５０２号
東京都足立区江北４丁目29―12―519
債務者　渡邉　正子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３７号
神奈川県相模原市東林間３丁目６番３号　ときわ荘Ａ
債務者　牧　　勝夫
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７６６８号
東京都豊島区南大塚１丁目51―17―302
債務者　廣瀬　雅之
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３６号
神奈川県鎌倉市手広６丁目７番１―803号
債務者　林　　和彦
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３号
山口県周南市大字徳山5852番地の９
債務者　山田　幸雄
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１４４号
山口県周南市大字須々万本郷1068番地の５
債務者　若林　妙子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１５４号
山口県周南市秋月４丁目17番８号　エスペランサ秋月203号、旧住所山口県周南市舞車町３番７号　カーサー舞車101号
債務者　城　　達也
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１５５号
山口県光市上島田２丁目12番８号
債務者　寺田　　巧
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１５６号
山口県光市上島田２丁目12番８号
債務者　寺田千栄子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２０２１０号
神奈川県川崎市宮前区馬絹1319―304
破産者　川嶋麻衣子
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４３２１号
東京都練馬区豊玉中１丁目４―19―202
破産者　松本　清美
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４３６８号
茨城県古河市長谷町10―40
破産者　中島　秀之
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８３号
神奈川県横浜市港北区樽町４丁目８―７―301
破産者　山口　英明
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部